

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

(国勢調査)

年度	世帯数	総数	男	女
H27	13,094	34,174	16,294	17,880
H22	12,870	35,259	16,906	18,353
H17	12,797	36,446	17,533	18,913
H12	12,505	36,843	17,756	19,087

	男	女
15歳未満	2,186	2,106
15～64歳	9,769	9,662
65歳以上	4,295	6,078
計	16,294	17,880

【産業構造】

(国勢調査)

境港市における就業者数は、サービス業、製造業、卸売・小売・飲食業、の順に多く、全体の68%を占めている。中でも水産製造食料品分野は、工業出荷額の半分以上を占め、主要産業に位置付けられる。

【中小企業の実態】

(国勢調査、経済センサス、工業統計)

境港市の製造業は、従業員数300人以下の中小企業で構成されており、約68%が食品製造業となっている。製造業従事者数は年々減少傾向にあり、人手不足が顕在化するなかで、より効率的に労働生産性を向上させるため、老朽化が進む設備の更新が課題となっている。

(2) 目標

- ・限られた従業員数で効率的な生産が行えるよう、税制優遇措置などにより設備投資を支援する。
- ・1年に2.5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

- ・先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年率3%以上向上。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、対象業種・事業の項において除外している事業に該当する設備は、認定の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

境港市全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象は、以下を除く業種・事業とする。

- ① 太陽光発電事業をはじめとした、設備と同一の敷地内に常駐する雇用者を要しない事業
- ② 機械などの操作等のために常駐する雇用者を要しない事業
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで、又は第13項のいずれかに該当する事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

平成31年3月31日までに受理した先端設備等導入計画に係る申請書の審査については、なお従前の例による。